## 障害者任免状况通報書

赤穂市 機関名 令和 7 年 6 月 1 日 現在 A 任免状況 ① 職員の数 ([注意] 2、3参照) ② 除外職員の数 ③ 旧除外職員の数 ([注意] 3、4参照) ([注意] 3、5参照) 短時間勤務職 d 除外職員の数 e 短時間勤務 f 除外職員の総数 a 職員の数 c 職員の総数 g 旧除外職員の数 h 短時間勤務 i 旧除外職員 (短時間勤務職員  $= a+(b \times 0.5)$ (短時間勤務職員 除外職員の数 (短時間勤務職員 員の数  $= d+(e \times 0.5)$ 旧除外職員の数 の総数 を除く) を除く) を除く)  $= g+(h \times 0.5)$ 381 6 384 0 人 0 0 37 2 38 ④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ([注意] 3、6参照) (A) 重度身体障害者 (c) 重度身体障害者 (c) 重度身体障害者 (c) 重度身体障害者 (d) 重度身体障害者 (d) 重度身体障害者 (d) 身体障害者 (d) 重度知的障害者 (f) 重度知的障害者 (f) 重度知的障害者 (f) 重度知的障害者 (d) 重度和的障害者 (d) 重度和的 (カ) 精神障害者 (3) 精神障害者 (タ) 精神障害者の数 である短時間勤務 である特定短時間 以外の身体障害者 である短時間勤務 以外の身体障害者 である特定短時間  $=(1\times2)+p+$ 以外の知的障害者 である短時間勤務 以外の知的障害者 である特定短時間  $=(1\times2)+5+1$ =ワ+カ+(3×0.5) 職員 である短時間勤務 勤務職員 +((=++)×0.5 職員 である短時間勤務 勤務職員  $+((7+1)\times0.5)$ 職員 勤務職員 職員 職員 B 上記に基づく計算 ⑤ 現在設定されている除 ⑥ 基準割合 ⑦ ⑥に基づく除外率 ⑧ 適用される除外率 ⑨ 法定雇用障害者数の算 ⑩ 障害者計 ① 実雇用率 (2) 法定雇用障害者数を達成 外率([注意] 7参照)  $={(3)i/(1)c-(2)f}\times100$ ([注意] 10参照) ([注意] 11参照) 定の基礎となる職員の数 =(4)^+(4)7+(4)4  $=((10)/(9))\times 100$ するために採用しなければ ([注意] 8、9参照)  $=(1)c-(2)f-((1)c-(2)f)\times(8)$ ([注意] 13参照) ([注意] 14参照) ならない身体障害者、知的 ([注意] 12参照) 障害者又は精神障害者の数 ([注意] 15参照) 0 384 11 2.86 人 ご 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数 数 区 区 分 人 分 数 数 視力障害 上肢不自由 心臓機能障害 視覚障害者 (第1号に該当する者) 視野障害 下肢不自由 じん臓機能障害 世 大 (第4号に該当する者) 聴覚機能障害 体幹機能障害 呼吸器機能障害 聴覚又は平衡機能障害者 内部隨害者 (第2号に該当する者) 平衡機能障害 上肢機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 (第5号に該当する者) 音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者) 移動機能障害 小腸機能障害 免疫機能障害 肝臓機能障害 あかし かずなり http://www.citv.ako.lg.ip/soumu/iinii/syougaisyakatuvak E 障害者活躍推進計画及びその取組 D 障害者雇用推進者 総務部長 明石 一成 の実施状況を公表しているURL usuisin.html 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。 令和 7 年 7 月 15日 厚生労働大臣 任命権者の官職及び氏名 赤穂市 都道府県労働局長 赤穂市長 牟禮正稔

赤穂市教育委員会

## 障害者任免状况通報書

機関名 令和 7 年 6 月 1 日 現在 A 任免状況 ① 職員の数 ([注意] 2、3参照) ② 除外職員の数 ③ 旧除外職員の数 ([注意] 3、4参照) ([注意] 3、5参照) 短時間勤務職 d 除外職員の数 e 短時間勤務 f 除外職員の総数 a 職員の数 c 職員の総数 g 旧除外職員の数 h 短時間勤務 i 旧除外職員 (短時間勤務職員  $= a+(b \times 0.5)$ (短時間勤務職員 除外職員の数 (短時間勤務職員 員の数  $= d+(e \times 0.5)$ 旧除外職員の数 の総数 を除く) を除く) を除く)  $= g+(h \times 0.5)$ 298 40 318 人 0 144 9 148.5 ④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ([注意] 3、6参照) (A) 重度身体障害者 (c) 重度身体障害者 (c) 重度身体障害者 (c) 重度身体障害者 (d) 重度身体障害者 (d) 重度身体障害者 (d) 身体障害者 (d) 重度知的障害者 (f) 重度知的障害者 (f) 重度知的障害者 (f) 重度知的障害者 (d) 重度和的障害者 (d) 重度和的 (カ) 精神障害者 (3) 精神障害者 (タ) 精神障害者の数 である短時間勤務 である特定短時間 以外の身体障害者 である短時間勤務 以外の身体障害者 である特定短時間  $=(1\times2)+p+$ 以外の知的障害者 である短時間勤務 以外の知的障害者 である特定短時間  $=(1\times2)+5+1$ =ワ+カ+(3×0.5) 職員 である短時間勤務 勤務職員 +((=++)×0.5 職員 である短時間勤務 勤務職員  $+((7+1)\times0.5)$ 職員 勤務職員 職員 職員 B 上記に基づく計算 ⑤ 現在設定されている除 ⑥ 基準割合 ⑦ ⑥に基づく除外率 ⑧ 適用される除外率 ⑨ 法定雇用障害者数の算 ⑩ 障害者計 ① 実雇用率 (2) 法定雇用障害者数を達成 外率([注意] 7参照)  $={(3)i/(1)c-(2)f}\times100$ ([注意] 10参照) ([注意] 11参照) 定の基礎となる職員の数 =(4)^+(4)7+(4)4  $=((10)/(9))\times 100$ するために採用しなければ ([注意] 8、9参照)  $=(1)c-(2)f-((1)c-(2)f)\times(8)$ ([注意] 13参照) ([注意] 14参照) ならない身体障害者、知的 ([注意] 12参照) 障害者又は精神障害者の数 ([注意] 15参照) 15 271 7 2.58 人 ご 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数 数 区 区 分 人 分 数 数 視力障害 上肢不自由 心臓機能障害 視覚障害者 (第1号に該当する者) 視野障害 下肢不自由 じん臓機能障害 世 大 (第4号に該当する者) 聴覚機能障害 体幹機能障害 呼吸器機能障害 聴覚又は平衡機能障害者 内部隨害者 (第2号に該当する者) 平衡機能障害 上肢機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 (第5号に該当する者) 音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者) 移動機能障害 小腸機能障害 免疫機能障害 肝臓機能障害 なかた むねひろ http://www.citv.ako.lg.ip/soumu/iinii/syougaisyakatuvak きょういくじちょう E 障害者活躍推進計画及びその取組 D 障害者雇用推進者 教育次長 中田 宗伯 の実施状況を公表しているURL usuisin.html 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。 令和 7 年 7 月 15日 赤穂市教育委員会 厚生労働大臣 任命権者の官職及び氏名 都道府県労働局長